

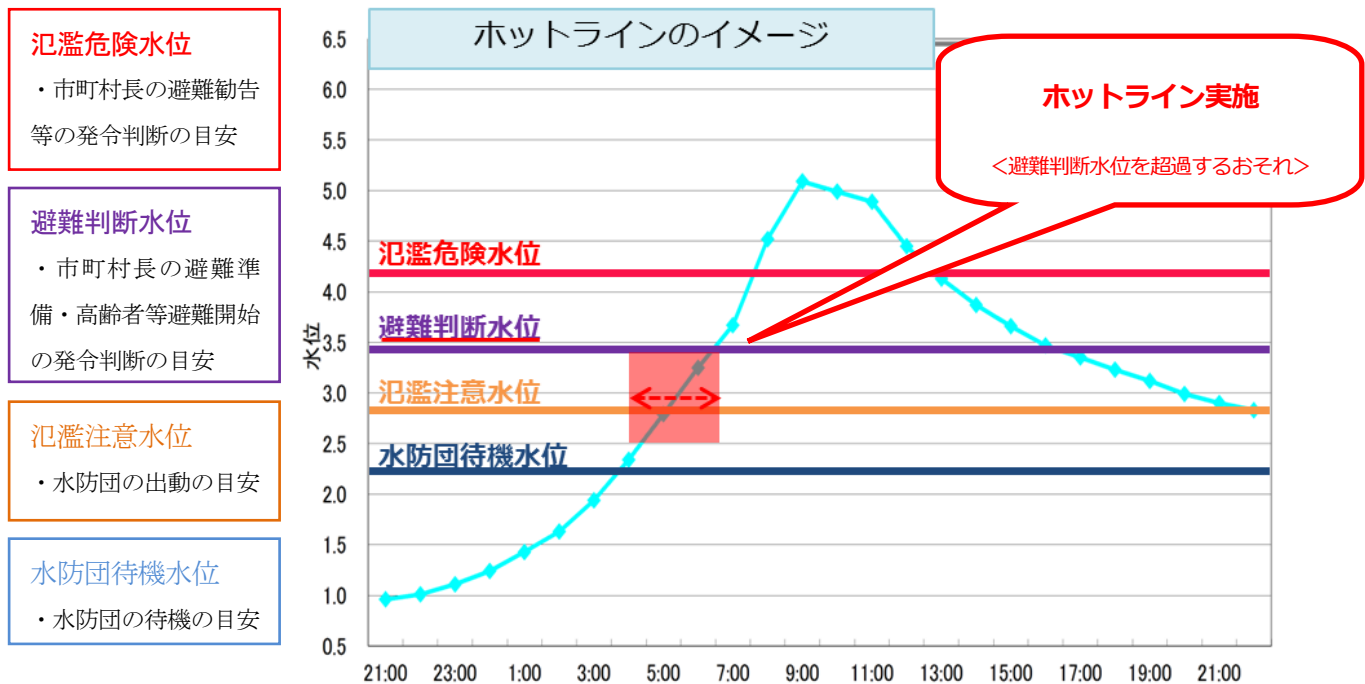
ホットラインの運用について

1 ホットラインの概要について

平成 28 年 8 月に発生した台風第 10 号による教訓を踏まえ、有事の際に限られた時間の中で、河川の情報を的確かつ確実に伝えることを目的とし、河川の水位が避難判断水位を超過するおそれがある場合等に、河川管理者（広域振興局土木部長等）から市町村長等へ直接電話連絡するホットラインの運用を、平成 29 年 6 月から開始し、住民の早期避難につなげる体制を強化しています。

現在、県内全ての水位周知河川 36 河川 45 箇所で開催しています。

平成 30 年度については、5 月から 5 回の大雨及び台風時に、延べ 20 市町村へホットラインを実施しています。



2 ホットラインの完了報告等について

今年度においても、確実にホットラインができるよう、連絡体制の再確認をお願いします。

また、ホットラインを実施した際には、広域振興局土木部等は河川課へ連絡をお願いします。(実施河川、時刻、相手先、連絡内容等)

河川課では、ホットライン実施状況の報告を受け次第、岩手県災害情報システムにクロノロジー登録します。

3 その他

今後、新たに水位周知河川に指定した河川についてもホットラインの対象となりますので、連絡体制等の確立についてお願いします。

また、ホットラインの連絡者・連絡先に変更がある場合は、河川課まで連絡をお願いします。